



朝晩も気温が下がらず、ラジオ体操を含め外で活動できる時間が限られるようになってきました。この暑さが10月まで続くという予報もあるため覚悟が必要です。今年は 8/13(水)～8/17(日) まで、夏期休業とさせていただきます。休暇中はご不便をおかけしますが、何卒よろしく願いいたします。熱中症、感染症に気を付けて、よい休暇をお過ごしください。



1. 熱中症対策

●熱中症対策は万全ですか？

～予防対策の休憩時間は労働時間？～

→連日、暑い日が続いています。職場での熱中症対策が**義務化**（令和7年4月号参照）されてから3ヶ月、みなさま対策は万全でしょうか？改めて確認をしてみましょう。

＜職場の熱中症対策＞※おもなもの

◆作業環境管理

- ・休憩場所の整備
冷房を設置したり、**日陰**等の涼しい休憩場所を設ける

◆健康管理

- ・日常の健康管理（**睡眠不足**や朝食抜きがないか）
- ・健康状態や身体状況の確認

◆作業管理

- ・作業時間の短縮等
- ・**水分と塩分**の摂取（**自覚症状**がなくても）
- ・服装（透湿性・通気性の良い服を着用させる）

→特に**建設現場**においては、厚生労働省・警察庁・国土交通省より熱中症予防対策強化の要請が出されています。

→予防対策のための**休憩時間**について、昼休みと同様**自由に利用**でき、休憩時間中は作業再開がない場合は労働時間には該当しません。なお、WBGT値が下がり次第作業再開といった**待機時間**の場合は**労働時間に該当（賃金支払要）**します。

2. 労働契約

●スポットワークと労働契約の開始時期

～スキマバイト、雇用開始はいつから？～

→スポットワーク（仲介事業者がアプリでマッチングや賃金の立替払を行う単発のバイト）について、トラブルを防止するため厚生労働省から通知が出されました。

＜スポットワークと労働契約＞※おもなもの

■労働契約の成立の時期（開始）

→**面接等がなく先着順**で就労が決定する場合、別途特段の合意がなければ、事業主が掲載した求人**に労働者が応募した時点で**労使双方の合意があったものとして**労働契約成立**。

■労働契約成立後の解約（終了）

→事由や期限を示した契約を労使間で締結する場合は、その事由が**合理的**であること等に留意すること（スポットワークにのみ不利な内容とならないように）。（スポットワーク協会からの通知）

→**使用者**からの解約について、**原則不可**だが**解約可能事由**（髪色について条件を満たさない場合等、就労開始24時間前を起点に8～11項目）に該当する場合は**解約可能（休業手当不要）**。**労働者**は、原則理由を問わず解約可能。

→これまで**就労開始日**に労働契約成立とされていたものが労働者の**応募完了**の時点で契約成立となり、契約成立が**前倒し**となる形です。R7.9.1以降順次、各社対応されていきます。

今月のピックアップ



●介護保険法と障害者総合支援法、どちらが優先？～最高裁の判決～

1級の障害者手帳を取得している男性が、65歳になり介護保険の対象になるため自立支援給付の申請を却下されたことに不服を申し立てたところ、**介護保険が優先**と判断されました。

●最低賃金、今年もアップ！～過去最大の引き上げ幅！～

最低賃金が、全国加重平均で**63円**の上昇となりそうです（愛知は**1,140円**に？）。来月号で、みなさんの地域の最低賃金（確定版）を詳しくお知らせさせていただきます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

